

ユネスコエコパーク(BR)、世界自然遺産、世界ジオパークの概要

	ユネスコエコパーク(BR)	世界自然遺産	世界ジオパーク
	生物多様性の保全と持続可能な発展との調和(自然と人間社会の共生)を図る地域 ※ユネスコが実施するプログラム「人間と生物圏(MAB)計画」の一環	世界で唯一の価値を有する貴重な自然を有し、将来の世代へ伝えるべく保護・保存を図る地域 ※世界遺産条約に基づく制度	国際的重要性をもつ地形・地質学的遺産を有し、これらの遺産を地域社会の持続可能な発展に活用している地域 ※ユネスコが支援するプログラム
目的	○生物多様性の保全。 ○人間と生物圏との間でバランスがとれた関係構築を促進し実証を行い、持続可能な発展との調和を目指す。	○顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value: OUV)を有する自然地域を、人類全体の遺産として、保護・保存すること。 ○保護・保存のための国際的な協力及び援助の体制を確立すること。	○重要な地形・地質学的遺産の保護。 ○社会、経済、文化の持続的な発展。
登録・認定の基準	3つの機能の相互促進を目的とした3つのゾーニングされた地域を有する地区(サイト) ①次の3つの機能を有する。 (1)保全機能、(2)学術的支援、(3)経済と社会の発展 ②次の3つにゾーニングされた地域を有する。 核心理域、緩衝地域、移行地域 ③生物圏保存地域の保存管理や運営、上記3機能の実施に関する計画を有していること。 ④生物圏保存地域の管理方針又は計画の作成及びその実行のための組織体制が整っていること。また、組織体制は、自治体を中心に当該地域に関わる幅広い主体が参画していること。 ⑤ユネスコBR世界ネットワークへの参画が可能であること。 (詳細) ①生物圏保存の3つの機能を持つこと。 (1)保全機能:人間の干渉を含む生物地理学的区域を代表する生態系を含み、生物多様性の保全上重要な地域であること。 (2)学術的支援:持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供していること。 (3)経済と社会の発展:自然環境の保全と調和した持続可能な発展の国内外のモデルとなりうる取組が行われていること。 ②次の3つの地域にゾーニングされており、かつ適度な広さを持ち、相互の地域が干渉しないこと。 (1)核心理域:生物多様性が厳格に保護。長期的に保全。 (2)緩衝地域:核心理域のバッファ。教育、研修、エコツーリズム等を実施。 (3)移行地域:緩衝地域を支援する機能。地域社会や経済の持続可能な発展が図られる地域。 ③生物圏保存地域の保存管理や運営、上記3機能の実施に関する計画を有していること。 ④生物圏保存地域の管理方針又は計画の作成及びその実行のための組織体制が整っていること。また、組織体制は、自治体を中心に当該地域に関わる幅広い主体が参画していること。 ⑤ユネスコBR世界ネットワークへの参画(加盟、ユネスコによる審査の対応、ネットワークの取組への協力)が可能であること。	顕著な普遍的価値(OUV)を有する地域 ①次の4つの登録基準(クライテリア)の1つ以上に合致する。 自然美、地形・地質、生態系、生物多様性 ②完全性を満たす。 ③必要な保護管理上の要件を満たす。 (詳細) ①登録基準(クライテリア)の1つ以上に合致すること。 (vii) 類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的要素を持ったすぐれた自然現象、あるいは地域を含むこと。 (viii) 生命進化の記録、地形形成において進行中の重要な地質学的過程あるいは重要な地形学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。 (ix) 陸上、淡水域、沿岸・海洋生態系、動・植物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。 (x) 学術上、あるいは保全上の観点から見てすぐれた普遍的価値をもつ絶滅のおそれのある種を含む、野生状態における生物の多様性の保全にとってもっとも重要な自然の生息・生育地を含むこと。 ((i) ~ (vi) は文化遺産の評価基準) ②完全性の条件を満たすこと(その遺産の全体性や無欠性が一定程度以上であると評価されること)。 ③必要な保護管理上の要件を満たすこと。	地形、地質学的遺産を有する地域について、次の①～⑥の基準が、一定の程度以上満たされていること。 ①規模と環境 ②運営及び地域との関わり ③経済開発 ④教育 ⑤保護と保存 ⑥世界ジオパークネットワークへの貢献 (詳細) ①規模と環境 国際的・地域的・国内的に重要で、その地域の地史やジオパークをつくりあげた過去の事象や作用がわかる地形・地質学的遺産であり、地形や地質と深く関わっていることが学べる地域(生態学的、考古学的、歴史的、文化的な価値のあるサイト)も含むこと。明瞭に境界を定めた地域であり、その地域の経済や文化の持続的発展にとって十分な面積があること。 ②運営及び地域との関わり 運営組織、運営計画、予算、人材を持ち、運営組織にはその地域の自治体、各種団体、地元企業、住民、研究機関が参画していること。 ③経済開発 地域の地形・地質資源を保全しながら、その自然の特性を活かした経済活動(ジオツーリズム等)を推進し、持続可能な地域の経済発展をはかっていること。 ④教育 地形・地質学的遺産を教育活動に活用し、生物多様性や地域の文化遺産と関連させながら地質遺産の重要性を伝えるものであること。 ⑤保護と保存 地域の法・規制と伝統に基づき、地形・地質学的遺産が適切に保護されていること。 ⑥世界ジオパークネットワークへの貢献 国際ネットワークの一員となり、知識・技術・経験の共有と、人的交流を行うものであること。
登録・認定の手続	日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会MAB計画分科会による推薦 候補地の申請書を地元自治体が作成の上MAB計画分科会に提出、同分科会が審査を行い推薦の可否を決定し、ユネスコMAB計画事務局に提出 ↓ ユネスコMAB計画事務局 生物圏保存地域に関する専門家グループに提出 必要に応じてユネスコMAB計画分科会に追加情報を求める ↓ ユネスコBR国際諮問委員会 検討し、MAB国際調整理事会に勧告 ↓ ユネスコMAB国際調整理事会 勧告を考慮しつつ、生物圏保存地域としての認定の可否を決定 ※登録後は、10年毎に定期報告書の提出が求められる。	締約国による推薦 推薦書を世界遺産センター(World Heritage Centre)へ提出 ↓ 世界遺産センター 様式チェック ↓ IUCN(世界遺産委員会の諮問機関) 現地調査及び書類審査 推薦物件が基準及び完全性等の条件を満たしているかどうかの評価を行い、評価結果を世界遺産委員会に勧告 ↓ 世界遺産委員会 IUCNの勧告を踏まえ審議し、世界遺産一覧表への記載の可否を決定 ※登録後は、概ね6年毎に定期報告書の提出が求められる。 また、何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産については、リアクティブモニタリングとして、課題への対応状況について報告書の提出等が求められる。 さらに、世界遺産委員会において、遺産が危機的な状況にあると判断された場合、危機遺産リストに掲載され、毎年の報告書提出が求められる。	日本ジオパーク委員会による審査・推薦 候補地域の申請書を当該地域のジオパーク運営団体が日本ジオパーク委員会に提出、同委員会が現地審査を行い推薦の可否を決定 ↓ 世界ジオパークネットワークによる審査 運営団体は世界ジオパークネットワークに申請書を提出、同ネットワーク本部が必要に応じて追加情報の提出を求めた後、国際地質科学連合(IUGS)と協力して書類審査。書類審査を通過した地域には同ネットワークから二名の専門家が派遣され、現地審査が行われる ↓ 世界ジオパークネットワーク本部会議 現地審査を行った専門家からの報告書に基づき、本部会議で認定の可否を決定 ※登録後は、4年に1度再審査が実施される。
承認機関	ユネスコMAB国際調整理事会(ユネスコ政府間委員会)	世界遺産委員会(ユネスコ政府間委員会)	世界ジオパークネットワーク(ユネスコが支援する外部組織)
事務局	ユネスコ自然科学局環境地球科学部	ユネスコ文化局世界遺産センター	世界ジオパークネットワーク (ユネスコ自然科学局環境地球科学部が適宜アドバイス)
登録数	117カ国 610件(2012年7月現在)	92カ国 217件(2012年7月現在) ※自然遺産と複合遺産の合計件数 ※締約国数は、190カ国(2012年11月現在)	26カ国 90件(2012年1月現在)
採択/事業開始	1976年 ※MAB計画の開始は1971年	1972年	2004年
参考資料(掲載URL)	●原文「The Seville Strategy for Biosphere Reserves and Statutory Framework of the World Network of Biosphere Reserves」 ※ユネスコ http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/related-info/publications/biosphere-reserves/ ●仮訳「生物圏保存地域・セベリア戦略と世界ネットワーク(WNBR)定款」 (文部科学省日本ユネスコ国内委員会HPに掲載予定) ●「生物圏保存地域審査基準」(第23回MAB計画分科会(平成23年9月28日)決定) (文部科学省日本ユネスコ国内委員会HPに掲載予定)	●原文「The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention (2012)」 ※ユネスコ世界遺産センター http://whc.unesco.org/en/guidelines/ ●仮訳「世界遺産条約履行のための作業指針」 ※文化遺産オンライン http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_13.html	●原文「Guidelines and Criteria for National Geoparks seeking UNESCO's assistance to join the Global Geoparks Network (GGN)(April 2010)」 ※ユネスコ http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/earth-sciences/geoparks/proposal-submission/ ●仮訳「各国のジオパークがユネスコの支援を得てGGNに参加するためのガイドラインと基準」 ※日本ジオパーク委員会 http://www.gsj.jp/jgc/guidelinej/index.html

ユネスコエコパーク(BR)、世界自然遺産、世界ジオパーク 国内の取組状況

	ユネスコエコパーク(BR)			世界自然遺産			世界ジオパーク		
	地域名	所在県	登録年	地域名	所在都道府県	登録年	地域名	所在道府県	登録年
国内登録地域	志賀高原	群馬県 長野県	1980年	知床	北海道	2005年	洞爺湖有珠山	北海道	2009年
	白山	富山県 石川県 福井県 岐阜県	1980年	白神山地	青森県 秋田県	1993年	糸魚川	新潟県	2009年
	大台ヶ原・大峰山	三重県 奈良県	1980年	小笠原諸島	東京都	2011年	山陰海岸	京都府 兵庫県 鳥取県	2010年
	綾	宮崎県	2012年	屋久島	鹿児島県	1993年	室戸	高知県	2011年
	屋久島	鹿児島県	1980年				島原半島	長崎県	2009年
	計 5地域			計 4地域			計 5地域		
「生物多様性国家戦略2012-2020」に記載された国の取組	<p>既存の4地域(「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」、「白山」、「志賀高原」)については、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のゾーニング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能を持ち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存する取組のさらなる推進を目指す。(文部科学省、農林水産省、環境省)</p> <p>ユネスコエコパークの仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討について、自治体を含む関係者と連携して進めるとともに、新規指定候補地に対する情報提供や助言などを行う。(文部科学省、農林水産省、環境省)</p>			<p>既登録地については、地方自治体などと連携・協力のもとに策定した世界遺産地域に関する管理計画に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」、「自然環境保全法」、「森林生態系保護地域」及び「文化財保護法」などにより、適切な保全管理を推進。(環境省、文部科学省、農林水産省)</p> <p>候補地(奄美・琉球諸島)については、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組む。(環境省、文部科学省、農林水産省)</p>			<p>国立公園において、生物多様性の「土台」でもある地形・地質の多様性(ジオ多様性)等の保全を図るとともに、ジオツアー、環境教育のプログラムづくり、地震や火山等の自然の脅威を学ぶための防災教育プログラムづくりを、地方自治体等のジオパークを推進する機関と連携して進める。(環境省)</p> <p>東日本大震災で津波の被害を受けた地域において指定に向けた作業を進めている「三陸復興国立公園」において、ジオパーク認定に向けた動きと連携を図り、自身や津波の遺構を含むジオサイトの保全や、自然の驚異と恵みを学ぶための仕組みづくりを進め、その取組を世界に向けて発信。(環境省)</p>		

